資料１

第１７３回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１７３回　愛知県市長会議提出議案一覧表（未定稿）

		ページ
第１号議案	認知症高齢者等の賠償事故補償制度への補助について 西三河ブロック　提出	5
第２号議案	地域生活支援事業費等補助金の国庫補助について 知多ブロック　提出	6
第３号議案	国の新たな政策による事業の財源確保について 西三河ブロック　提出	7
第４号議案	国庫補助金における財政力に応じた調整措置の廃止について 西三河ブロック　提出	8
第５号議案	ふるさと納税ワンストップ特例における地方負担の解消について 西三河ブロック　提出	9

第６号議案　会計年度任用職員制度の創設に伴う地方自治法施行規則の一部改正により生じるシステム改修費の財政措置等について　10
西三河ブロック　提出

第７号議案　高齢者の補聴器購入費の助成制度の創設について　11
西三河ブロック　提出

第８号議案　河川や道路における新たな財源の創出による国土強靭化の推進について　12
東三河ブロック　提出

第９号議案　住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について　13
西三河ブロック　提出

第 10 号議案　衣浦港外港地区への新たなふ頭整備による物流機能強化（大規模地震時における緊急物資輸送拠点の整備）について　14
西三河ブロック　提出

第 11 号議案　障害福祉施策に係る国の負担財源の確保について　15
西尾張ブロック　提出

第12号議案　社会資本整備総合交付金の面積要件の緩和について　16
西尾張ブロック　提出

第13号議案　下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の増額について　17
名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出

第14号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について　18
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第15号議案　優良農地への再生可能エネルギー（太陽光等）発電施設の設置について　19
西尾張ブロック　提出

第16号議案　臭気対策に関する情報提供及び臭気対策施設新設等に向けた財政支援について　20
知多ブロック　提出

第17号議案　学校のＩＣＴ環境整備に係る財政措置について　21
西三河ブロック　提出

第 18 号議案　小中学校施設の整備に対する財政支援の拡充について　22
知多ブロック　提出

第 19 号議案　国有財産無償貸付の対象拡大について　23
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第１号議案

認知症高齢者等の賠償事故補償制度への補助について

西三河ブロック　提出

我が国における認知症の人の数は、２０１２年に約４６２万人、２０１８年には５００万人を超えていると見込まれています。認知症は誰もがなりうるものであり、非常に身近なものとなってきています。

認知症の行方不明者も年々増加、認知症の人が関係する事故も発生しており、認知症の人が関係する事故については、未然防止・早期対応や事故等が起こった場合の損害への対応が課題となっております。

事故等が起こった場合の損害への対応としては、市町村が保険契約者となって個人賠償責任保険等に加入するケースも出てきています。

国が令和元年６月、認知症施策推進関係閣僚会議において策定した「認知症施策推進大綱」では、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しており、認知症高齢者等の賠償事故補償制度に関して、国が自治体の取組把握や政策効果の分析を行うことになっております。

よって、国におかれては、**認知症高齢者やその家族に対する支援は全国的な問題であることから、自治体が実施する認知症高齢者等の賠償事故補償制度に対する国の補助制度を創設するよう要望します。**

第２号議案

地域生活支援事業費等補助金の国庫補助について

知多ブロック　提出

市町村が実施する地域生活支援事業に対する国（厚生労働大臣）の補助金の交付額は、必要と認めた額（基準額）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とされています。

近年、予算内で交付するとの理由で、基準額が対象経費の実支出額を下回っており、結果として補助金が減額されている状況であります。

この結果、減額された分については市町村の負担が増加することとなり、市町村の財政を圧迫する状況となっています。

半田市における平成３０年度の実績では、対象経費実支出額が１３４，３１６，４４５円に対し、国及び県の基準額が８２，４６７，０００円であり、実支出額比６１.３％となっております。

よって、国におかれては、**地域生活支援事業費等の国庫補助について、基準額を対象経費の実支出額と同額にすることを要望します。**

第３号議案

国の新たな政策による事業の財源確保について

西三河ブロック　提出

令和元年度から実施された幼児教育・保育の無償化に係る財源負担については、実施初年度に限り、臨時交付金を交付するなど全額国費負担とされましたが、令和２年度以降は、地方消費税交付金の増収分で賄いきれなかった場合、その地方負担分を普通交付税で措置されることとされました。

妊産婦・乳幼児健康診査や定期予防接種など国の新たな政策による事業において、これまでにも、当初は国庫補助負担金等での財政措置がされたものの、その後、地方交付税措置とされるケースもありました。

全国共通の住民生活に密着したサービスを国の新たな政策によって実施する場合、各自治体において削減不可能な経費であって、かつ、多額の財政負担を伴うものについては、国が責任をもって実施に必要な財源を確保することが不可欠であります。

国庫補助負担金等から地方交付税への財源振替は、地方交付税の不交付団体にとっては、単なる国から自治体への財政負担の転嫁となってしまいます。

また、交付団体にとりましても、地方交付税の一部は臨時財政対策債による借入での対応となり、後に国から措置されるものであり、必要な実支出額が当該年度に措置されるものではありません。

よって、国におかれては、**国の新たな政策による事業を実施する場合、必要な財源の全額を国庫補助負担金等で全ての自治体に対して措置し、これを安易に地方交付税措置へと移行することのないよう要望します。**

第４号議案

国庫補助金における財政力に応じた調整措置の廃止について

西三河ブロック　提出

国は、学校施設環境改善交付金や保育所等整備交付金などの国庫補助金等の交付額算定において、財政力に応じた調整措置を採用しているケースがあります。

現行の補助率等に差を設ける措置は、平成元年の「国と地方の関係等に関する答申」に基づく「団体間格差の是正」の措置の継続と認識していますが、基本的に団体間の格差は、地方交付税制度により調整されることとなっています。

また、近年の税制改正により地方法人課税の偏在是正が図られており、令和元年１０月１日からの法人住民税の一部国税化の拡大により、さらなる格差是正が図られたところであります。

よって、国におかれては、**地方交付税での調整と税制改正による格差是正を図りながら、さらに、補助金においても財政力に応じた調整措置の継続は、三重の格差是正措置となっていると考えられることから、国庫補助金の財政力指数を根拠とした調整措置の廃止を要望します。**

第５号議案

ふるさと納税ワンストップ特例における地方負担の解消について

西三河ブロック　提出

ふるさと納税は、原則、寄附者が確定申告をすることにより「所得税（国税）」と「住民税（県税、市税）」が控除される制度となっています。

しかし、平成２７年度税制改正により確定申告をしなくても控除される特例（ワンストップ特例）が導入され、寄附者がワンストップ特例を選択した場合、本来「所得税」から控除されるべき額についても「住民税」から控除されることとなりました。

ワンストップ特例制度は、申告の簡素化を目的に「特例」として創設され、寄附者の約半数がこの制度を利用している状況であり、特例申告控除額が平成２９年度から令和元年度にかけて約２倍に増加しています。

所得税控除相当分の住民税の減収は、普通交付税の不交付団体はそのまま減収となり、交付団体においても減収分の２５％は地方が負担することとなります。

本来、国が負担すべき控除額を地方が負担している現状は、「国が応分の負担をする」観点から「所得税」の控除を設けた、ふるさと納税制度創設時の考え方とは異なるものであります。

よって、国におかれては、**ワンストップ特例制度による所得税控除額相当分について、確定申告を行ったときと同額を国が負担するよう制度変更を要望します。**

第６号議案

会計年度任用職員制度の創設に伴う地方自治法施行規則の一部改正により生じるシステム改修費の財政措置等について

西三河ブロック　提出

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）の一部改正には、第１５条第２項に基づく別記「歳出予算に係る節の区分」の表が改正され、「７節　賃金」が削除され、「８節　報償費」から「２８節　繰出金」までを１節ずつ繰り上げるとの規定が含まれていました。

地方自治体では、今後、会計年度任用職員制度の創設により「７節　賃金」の使用は想定されませんが、歳出の節は固定番号として長年認識され、財務会計システム等における節の繰上げは想定されておらず、今回の変更に伴う改修が必要となり、そのシステム改修費に数百万円が必要になると見込まれます。

また、システム更新が近い場合、システム更新を行う年度において今回の改正に対応したいなど、各自治体の諸事情も考慮いただきたいと考えます。

よって、国におかれては、**地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成３１年総務省令第３７号）の施行により生じる地方自治体のシステム改修費に対して、補助金等の財政上の措置を講ずることを要望します。**

また、地方自治体の諸事情により令和２年度当初予算から「７節　賃金」を削除する対応ができない場合を考慮し、省令において一定期間の経過措置を設けることを要望します。

第７号議案

高齢者の補聴器購入費の助成制度の創設について

西三河ブロック　提出

国が平成２７年１月に策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、認知症の発症の危険因子として、難聴が挙げられています。

また、令和元年６月に取りまとめた「認知症施策推進大綱」において、認知症の発症遅延や発症リスク低減を基本的な考え方として提言しています。

加齢性難聴になると活発なコミュニケーションが取れなくなり、社会参加が困難になるなど生活の質の低下が懸念されます。

しかし、加齢性難聴に対処するための補聴器はかなり高額（２０～４０万円程度）であり、保険適応ではないため、誰もが容易に購入できるものではありません。

補聴器の公的補助制度に関しては、一部の自治体において独自に高齢者の補聴器購入の補助を行っていますが、これはどの自治体にも当てはまる課題であります。

よって、国におかれては、**加齢性難聴者の補聴器購入の補助について、認知症施策推進大綱に掲げる認知症の発症遅延や発症リスク低減のため、国からの公的補助制度の創設を要望します。**

第８号議案

河川や道路における新たな財源の創出による国土強靭化の推進について

東三河ブロック　提出

災害に強い強靭な国土をつくり、安全・安心かつ豊かで活力ある社会を実現することは、最も重要な課題であります。

近年、激甚災害が頻発する中、令和元年１０月には、台風１９号が中部地方、関東地方や東北地方を縦断し、平成３０年７月豪雨を上回る規模の浸水面積や住宅被害となり、再び未曽有の災害に見舞われました。

愛知県では、このような豪雨による災害の危険性に加え、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。

河川については、治水安全度の向上、河川施設の改修及び老朽化対策と監視・管理等が重要な課題となっております。

また、道路については、緊急輸送道路の強化及び高規格幹線道路等へのアクセス道路の整備など広域幹線道路ネットワークの構築が重要な課題となっております。

よって、国におかれては、**頻発する激甚災害や今後発生が危惧されている巨大地震に対応するため、令和３年度以降も新たな財源措置により、治水事業費や道路事業費を今まで以上に確保し、防災・減災対策及び国土強靭化対策の取組を強力に推進されるよう要望します。**

また、地方自治体が管理する河川の改修及び老朽化対策並びに監視や管理等に対して、長期安定的な財源確保が可能となるよう財政措置の拡充を要望します。

第９号議案

住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について

西三河ブロック　提出

国が実施する耐震改修促進事業では、上限１００万円で国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１を住宅の耐震改修した方に補助を行っています。

知立市では、平成３０年４月に知立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定するなど、住宅耐震化推進に取り組んでいますが、平成３１年３月末時点における住宅等の耐震化率は８２％であり、国が目標としている令和２年度における住宅等の耐震化率９５％の達成は非常に難しい状況にあります。

しかし、耐震改修工事費は平均２００万円を超えるほど高額であり、また、未改修対象者の多くは６５歳以上の高齢者であるため、費用面と施工時の身体的な負担から工事に踏み切れない状況であります。

よって、国におかれては、**耐震化が進まない要因の一つである費用面への対応として、耐震改修促進事業の補助額の拡充を要望します。**

第１０号議案

衣浦港外港地区への新たなふ頭整備による物流機能強化（大規模地震時における緊急物資輸送拠点の整備）について

西三河ブロック　提出

西三河地域は、国内随一のものづくり地域であり、災害発生時における臨海部・背後地域サプライチェーン維持への期待は大きいものがあります。

特に衣浦港は、国内最大級の石炭火力発電所が立地するなど電力供給の維持の面からも、愛知県の知多・西三河地域、岐阜県など広域に渡って物流・生産活動を支えている工業港であります。

しかし、衣浦港全体として耐震強化岸壁の延長が不足している状況であることから、南海トラフ地震等の災害発生時に、緊急物資等の海上輸送や地域の防災拠点としての役割を担い、継続的な経済活動を維持する重要な役割を果たす港湾機能確保のため、衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における耐震強化岸壁（水深１２ｍ、延長２８０ｍ）の整備が必要であると考えます。

また、今後、再生可能エネルギーの活用が進み、木材チップの取扱量が増加することで、ふ頭用地の不足、非効率な荷役作業等、港湾利用上の課題がさらに深刻化していくことが懸念されております。

このため、公共による基盤整備と合わせ、民間事業者のバルク貨物取扱拠点を衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）へ移すことにより、既存ふ頭の新たな活用を可能とし、衣浦港全体の物流機能強化へと繋がることとなります。

よって、国におかれては、**災害発生時の緊急物資等の海上輸送拠点や地域の防災拠点としての役割を担い、継続的な経済活動を維持する港湾機能確保のため、衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）への新たなふ頭の整備を要望します。**

第１１号議案

障害福祉施策に係る国の負担財源の確保について

西尾張ブロック　提出

国では、障害者権利条約を批准して障害福祉施策を推進しておりますが、近年、社会全体の障害に対する意識変容もあり、障害者手帳所持者が増加し、サービスの利用量も増加し続けています。

サービスの給付に掛かる経費については、「障害者自立支援給付費負担金」と「障害児入所給付費等負担金」として、国が２分の１、県と市町村がそれぞれ４分の１ずつ負担しています。

また、市町村が実施する「地域生活支援事業」については、補助金として国から２分の１、県から４分の１の補助がされています。

しかし、市町村においては、年々増加する給付費により、４分の１の負担とはいえ、財政を大きく圧迫しており、「地域生活支援事業費等補助金」では国の補助する対象経費が十分ではないため、市町村に実質５割以上の負担が生じている状況であります。

さらに、地域生活支援事業の中の移動支援事業や日常生活用具給付事業などの必須事業については、補助金ではなく負担金として確実に国の財政支援を受けられる体制が必要と考えます。

よって、国におかれては、**障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金並びに地域生活支援事業費等補助金について、障害福祉サービス等の安定した供給のため、予算措置の充実及び確保を要望します。**

また、地域生活支援事業の中の必須事業については、補助金ではなく負担金事業として確実に国の財政支援を受けられるように、体制の見直しを検討するよう要望します。

第１２号議案

社会資本整備総合交付金の面積要件の緩和について

西尾張ブロック　提出

一宮市では、平成２６年度から一宮市公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付要綱にある「公園施設長寿命化対策支援事業」の補助対象となる公園施設を中心に、公園施設長寿命化事業を推進しています。

しかし、補助対象とならない２ｈａ未満の公園については、限られた財源の中で事業を実施していることから、次年度以降への積み残しが年々増加傾向にあり、長寿命化対策が計画通りに進んでいない状況であります。

このような状況でありますが、２ｈａ未満の公園であっても、地域防災計画では緊急避難場所として位置付けており、近年、多発化・激甚化する自然災害への対応が叫ばれている中、オープンスペースを有する公園が災害時の身近な避難場所として果たす役割は重要になってきております。

さらに、近年、公園は、子供からお年寄りまで多様な主体が、レクリエーションや文化活動など多様な活動ができる場として着目されているところでありますが、施設の老朽化に起因する事故が増えてきており、安全性の確保は喫緊の課題であります。

よって、国におかれては、**現行の社会資本整備総合交付要綱にある「公園施設長寿命化対策支援事業」の面積要件の廃止又は緩和を要望します。**

第１３号議案

下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の増額について

名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出

下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であります。

古くから下水道を整備してきた市町村では、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎える下水道施設の増加が見込まれ、今後、下水道施設の老朽化対策や維持管理費が増大していくことが懸念されるとともに、管渠の老朽化に伴う道路陥没の発生も危惧されています。

このような中、平成２９年度の財政制度等審議会において、下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について利用者が負担するべきとの考えが示され、これを受けて国土交通省では、平成３０年度から社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象を未普及解消と雨水対策とし、老朽化施設の改築更新事業は重点配分の対象外となりました。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、下水道使用料の大幅な引き上げが必要となり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

よって、国におかれては、**公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割を鑑み、平成２９年度に廃止となった「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の復活又は新たな支援制度の創設など、下水道施設の改築への国費負担を確実に継続するとともに、改築事業予算を増額するよう要望します。**

第１４号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に、家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な市街地の開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

第１５号議案

優良農地への再生可能エネルギー（太陽光等）
発電施設の設置について

西尾張ブロック　提出

農地は、農業生産の基盤でありますが、現在、良好な営農条件を備えている優良農地が、再生可能エネルギー発電施設の設置により、蚕食されつつあります。

また、再生可能エネルギー発電施設の設置に伴う造成等により、周辺農地の営農が困難になった事例も生じています。

しかし、現行の農地法では、再生可能エネルギー発電施設の設置を抑制することは非常に困難な状況にあり、現行の転用基準の見直し及び法整備が必要と考えます。

よって、国におかれては、**限られた貴重な生産資源を確保するため、優良農地（良好な営農条件を備えている概ね１０ｈａ以上の規模の一団の農地）への再生可能エネルギー発電施設の設置の抑制を目的とした農地転用許可基準等の見直し及び法整備を要望します。**

第１６号議案

臭気対策に関する情報提供及び臭気対策施設新設等に向けた財政支援について

知多ブロック　提出

知多地域は、全国でも有数な畜産業の盛んな地域で、畜産施設が住宅地に近接している都市近郊型農業を形成しています。

そのため、近接住民や観光客などから、臭気や周辺環境に対する苦情が寄せられ、糞尿処理が緊急の課題となっております。

そこで、市では畜産臭気の軽減を図るため、畜産環境対策事業を推進し、臭気軽減に努めていますが、根本的な解決に至っておりません。

また、畜産農家が単独で臭気対策施設の新設・改築を行うには、多額の費用が発生するため、臭気対策が進まないといった状況にあります。

よって、国におかれては、**臭気対策に有効な堆肥舎等の施設構造及び装置に関する情報の提供を要望します。**

また、畜産農家が単独で実施する臭気対策施設の新設及び改築について、必要な費用に対する補助制度の新設を要望します。

第１７号議案

学校のＩＣＴ環境整備に係る財政措置について

西三河ブロック　提出

学校のＩＣＴ環境整備については、「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画」が策定されており、このために必要な経費については、２０１８年度から２０２２年度の間に単年度当たり１，８０５億円の地方財政措置が講じられ、普通交付税で措置されますが、普通交付税不交付団体においては、全て自主財源となっています。

また、令和元年１２月１３日に閣議決定された「ＧＩＧＡスクール構想」は、１人１台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するものであり、その経費について、新に２つの国庫補助金が措置されました。

しかし、「公立学校情報機器整備費補助金」は、１人１台端末を実現させるため、３台のうち２台の端末を整備するもので、教師用の端末などは含まれておりません。

また、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」は、高速大容量の校内ＬＡＮ整備に２分の１を補助することとなっているものの、この財政措置は今回限りで、補助対象機器が校内ＬＡＮ整備と一体である場合に限定されており、学校施設の大規模改修工事などの整備計画を持った自治体は利用できない状況にあります。

よって、国におかれては、**教育機会の均等の観点から、義務教育におけるＩＣＴ環境整備の実施に必要な全ての財源は国が責任をもって確保し、普通交付税の交付・不交付に係わらず全ての自治体が同様の支援を受けられるよう全額国庫補助負担金等で措置するとともに、教師用の端末や今後、継続的に発生する維持管理費や端末の更新費用についても同様に措置するよう要望します。**

また、「ＧＩＧＡスクール構想」情報通信ネットワークの整備については、学校施設の大規模改造工事などと一体化した整備が実施できるようにするなど、各自治体の事情を考慮し、令和２年度以降も財政措置の継続を要望します。

第１８号議案

小中学校施設の整備に対する財政支援の拡充について

知多ブロック　提出

小中学校施設は、未来を担う子ども達が集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、災害時には避難場所としての役割を果たす場でもあり、老朽化対策及び夏の暑さ対策が喫緊の課題となっています。

このような中、建築後５０年近く経過した小中学校施設について、現行の「学校施設環境改善交付金」の長寿命化改良事業を実施した場合、その補助要件の「補助事業実施後３０年以上使用する」を満たすことが難しい状況にあります。また、改築（建替え）を実施しようとした場合、補助基準が厳しく、市の財政負担が大きいため、改築（建替え）が困難な状況にあります。

また、夏の暑さ対策としてのエアコン設置に関しては、国の特例的な補助金等を活用し、普通教室への設置は進んでいますが、特別教室及び体育館への設置は進んでおりません。

よって、国におかれては、**小中学校施設の老朽化対策として、建物等の改築（建替え）に関し、長寿命化の困難な建築後５０年を経過した建物等の改築（建替え）を対象とする補助制度の新設、又は現行の「学校施設環境改善交付金」の対象基準の拡大を要望します。**

また、夏の暑さ対策としてのエアコン設置について、小中学校の特別教室及び体育館への設置が対象となるよう同交付金の対象基準の拡大を要望します。

第１９号議案

国有財産無償貸付の対象拡大について

東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

国有財産法で規定する普通財産については、国有財産特別措置法第３条第１項第１号ハにおいて、地方公共団体が学校教育法第１条に規定する学校の施設の用に供する場合には、一定の範囲で減額貸付ができることとされています。

また、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にある学校の施設の用に供する場合は、無償貸付を行うことができることとされています。

これにより、平成２９年度末時点における財務省所管一般会計所属の国有地について、公立小中学校用地として地方公共団体と貸付契約を締結している件数は４２８件、このうち無償貸付契約を締結している件数は４４件であります。

しかし、学校用地は学校施設としての使用のみならず、国有財産法第２２条第１項において無償貸付できるものとされている緑地や公園等と同様に、地域における防災拠点として、避難所の機能なども有しております。

よって、国におかれては、**地方公共団体へ国有地を貸付する際、緑地や公園等と同様に学校の施設の用に供する場合も無償貸付とするよう要望します。**